

## 第2期

# むつ市地球温暖化対策推進実行計画

平成27年4月 実施

青森県 むつ市

平成27年4月 策定



# 目 次

## I 実行計画策定の背景

1. 計画策定の趣旨
2. 第1期「むつ市地球温暖対策推進実行計画」の実績

## II 第2期実行計画の基本的事項

1. 計画の性格
2. 計画期間
3. 計画の対象範囲
4. 計画推進の基本的考え方
5. 計画の対象とする温室効果ガス
6. 温室効果ガスの排出状況の把握

## III 第2期実行計画の目標

1. 削減目標
2. 各年度の目標値
3. 具体的な削減への取り組み
  - (1) 物品調達にあたっての配慮
  - (2) 省エネルギー対策
  - (3) 省資源、廃棄物の減量化・リサイクル、適正処理の徹底
  - (4) その他の事業における取組事項
  - (5) 職場以外の日常生活における環境配慮行動

## IV 計画の推進・進行管理体制の確立、公表

## I 実行計画策定の背景

### 1. 計画策定の趣旨

地球温暖化とは、人間活動によって排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これを原因として地表面の温度が上昇する現象です。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、我が国においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害が観測されています。

地球温暖化は国際的に取り組むべき課題であり、1997年に開催された地球温暖化防止京都会議では温室効果ガスの総排出量を2008年から2012年の間に1990年レベルより6%削減することを目標とした京都議定書が採択されました。

これを受け、国は平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにしています。その中で、地方公共団体は温室効果ガスの排出の抑制等に関する計画（実行計画）を策定することが義務づけられています。

むつ市では、市の事務及び事業からの温室効果ガスの排出抑制等のため、平成20年3月に「むつ市地球温暖対策推進実行計画」を策定しました。

温室効果ガスのうち二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を対象とし、平成19年度比で平成24年度までに5%削減する目標を立てて取り組んできました。平成21年9月の新庁舎移転に伴う排出量増加が確実なため、平成23年度に実行計画を見直し、新庁舎からの排出量は平成22年度比で平成24年度まで2%削減、その他の施設等はこれまでどおりの目標で取り組んできました。

計画年度が平成24年度で終了したことから、取組結果を踏まえ新たに計画期間ならびに目標を設定し、さらに活動を推進するために策定するものです。

## 2. 第1期「むつ市地球温暖対策推進実行計画」の実績

新庁舎における二酸化炭素排出量の削減について、平成22年度を基準として15.6%の削減となり、目標である2%の削減を達成しました。一方、新庁舎を除く全施設について、平成19年度を基準として3.2%の削減となり目標である5%の削減を達成することはできませんでした。

新庁舎を除く全施設について、燃料別の二酸化炭素排出量を見ると、電気使用量が約60%と最も多くの割合を占めており、続いて灯油、A重油となっています。

排出割合の高い電気、灯油、A重油について、費目ごとの二酸化炭素排出量を見ると、教育委員会、公営企業局管理の施設からの排出量が多く、また、増加傾向にあります。理由として、施設数の増加などがあげられます。

削減量は、軽油、A重油、LPGは平成19年度比で5%以上削減されていますが、ガソリン、灯油、電気は増加または5%未満の削減となっています。今後は、排出割合の高い灯油、電気について節電、省エネ化等により更なる削減が必要になります。

新庁舎について、二酸化炭素排出量のほとんどを電気と灯油で占めている状況です。排出割合の高い電気、灯油ともに平成22年度比で5%以上削減できたことが目標達成の要因となっています。

・新庁舎以外の施設における二酸化炭素排出量 単位：t-CO<sub>2</sub>

	合計	ガソリン	灯油	軽油	A重油	LPG	電気
H19	10,588	216.20	1,835.20	216.8	1,802.71	199.78	6,317.71
H20	9,548	213.72	1,456.35	177.98	1,531.88	182.08	5,986.16
H21	10,909	209.15	1,973.34	181.06	1,655.25	180.81	6,710.02
H22	10,034	214.64	1,761.08	156.48	1,710.58	174.56	6,017.17
H23	10,139	228.04	1,811.47	156.85	1,706.32	186.81	6,049.90
H24	10,251	227.99	1,845.38	153.26	1,678.05	175.47	6,171.16
H19比	△337	12	10	△64	△125	△24	△147
	△3.20%	5.50%	0.60%	△29.30%	△6.90%	△12.20%	△2.30%

・新庁舎における二酸化炭素排出量 単位：t-CO<sub>2</sub>

	合計	ガソリン	灯油	軽油	A重油	LPG	電気
H22	1,368.002	0.070	386.432	0.673	0.791	0	980.036
H23	1,200.376	0.163	372.129	1.996	0.488	0	825.601
H24	1,155.154	0.023	359.387	1.632	0	0	794.112
H22比	△212.848	△0.047	△27.045	0.959	△0.791	-	△185.923
	△15.6%	△67.14%	△7.00%	142.5%	△100.00%	-	△19.0%

## II 第2期実行計画の基本的事項

### 1. 計画の性格

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3の規定に基づき、市の事務・事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のため、市自ら事業者・消費者として取り組むべき環境の保全及び創造に関する行動について定めた計画です。

また、本計画に基づく環境保全の取り組みを市が率先して行うことにより、市内の事業者及び市民への波及効果を期待するものであります。

### 2. 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5ヶ年とします。

また、国、県の温暖化対策に係る法令改正等があった場合は、その都度見直しを行うこととします。

### 3. 計画の対象範囲

本庁舎、川内庁舎、大畑庁舎及び脇野沢庁舎のほか、上水道、下水道、学校、保育所、児童館など市の全ての部署が行う事務・事業を対象とします。

ただし、温室効果ガスの算定にあたっては、公共工事、外部への管理委託による施設（指定管理者を含む）を除きます。

### 4. 計画推進の基本的考え方

この計画は、P D C Aサイクルの構築により推進します。

①行動計画を立て(Plan)、②計画に基づき実施し(Do)、③その実施状況、成果を点検し(Check)、④その結果により計画を見直す(Action)という一連の作業を繰り返し行い、継続的に環境負荷の軽減を図ります。

### 5. 計画の対象となる温室効果ガス

この計画の対象とする温室効果ガスの種類は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、削減の対象となっている6種類の温室効果ガスのうち、総排出量の大半を占める、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を対象とします。

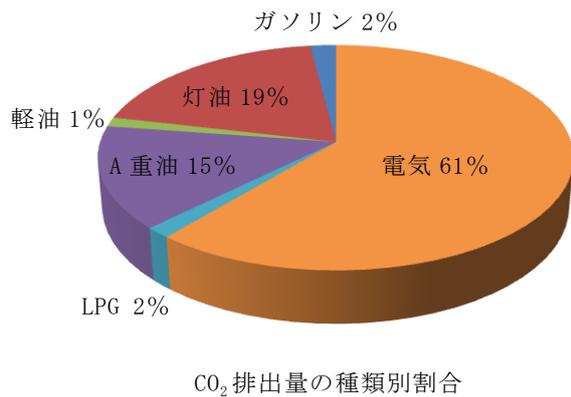
### 6. 温室効果ガスの排出状況の把握

本市の平成24年度の事務・事業で発生した二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量の内訳は、電気の使用に伴う排出量が6割を占め、次いで灯油の燃焼、A重油の燃焼順となっております。

今後の取り組み課題としては、節電と省エネ化が重要となります。

## 平成24年度のCO<sub>2</sub>排出量

種 類	CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
ガソリン	228.01
灯 油	2,204.77
軽 油	154.89
A 重 油	1,678.05
L P G	175.47
電 気	6,965.27
排 出 量 合 計	11,406.46



### Ⅲ 第2期実行計画の目標

#### 1. 削減目標

温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減目標は次のとおりとします。

平成31年度における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を、平成24年度を基準として5%削減します。

「第1期むつ市地球温暖対策推進実行計画」の最終年度である平成24年度を基準年とします。

#### 2. 各年度の目標値

	CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	削減率
基 準 値	11,406	—
平成27年度	11,292	1.0%
平成28年度	11,178	2.0%
平成29年度	11,064	3.0%
平成30年度	10,950	4.0%
平成31年度	10,836	5.0%

### 3. 具体的な削減への取り組み

#### (1) 物品調達にあたっての配慮

- a. 適正な規模、数量を調達するよう努めます。

本来に必要なものかどうかを十分に検討した上で、目的が達成される最小限の数量を調達します。

- b. 環境への負荷の少ない物品等の調達、いわゆるグリーン購入に努めます。

購入価格の比較だけでなく、使用段階でのエネルギー消費、廃棄段階での環境への影響を勘案し、環境配慮型の物品を選択するように配慮します。

#### (2) 省エネルギー対策

市は、平成22年10月に「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」により特定事業者として指定されました。

これにより、市は機器・設備等の管理方法を作成（以下、「管理標準」という。）し、エネルギーの使用量を把握するとともに、機器・設備毎に設定された管理標準に示された項目に従った管理を行います。

- a. パソコン等 OA 機器の適正利用

- ・パソコンは省エネモードを設定し、使用しない場合、電源を切る。
- ・昼休みにはプリンター等の電源を切ることとし、ノートパソコンは蓋を閉じる。（業務上使用が必要な場合を除く。）
- ・共用 OA 機器を長時間使用しない場合、自動または手動により電源を切る。
- ・最終退庁者は、共用 OA 機器の運用に支障がない場合は、電源が切れていることを確認する。

- b. 適切な空調管理

- ・外気を取り入れ、なるべく冷房を使用しない。
- ・冷房時には、ブラインド、カーテンの利用等により効率向上を図る。
- ・冷暖房時は、適切な温度設定とする。
- ・利用形態に即した設備機器の調整を行う。

- c. こまめな消灯

- ・トイレ、給湯室、会議室及び倉庫等を利用した後は忘れず消灯する。
- ・休憩時間は、原則として全消灯する。
- ・時間外勤務時間は、必要な範囲のみ点灯する。
- ・階段、廊下等では可能な範囲で日中の間引き照明を行う。

- d. その他電気製品の適正な利用

- ・テレビ等は必要最低限の利用とし、利用時間以外は主電源を切る。
- ・執務室では、コーヒーマーカーや電気ポットは使用しない。
- ・その他業務目的以外の電気製品は使用しない。

- e. 公用車の省エネ運転等

- ・不要なアイドリングをしない。（待機時間は原則としてエンジンを切る。）
- ・急発進、急加速を避け、経済速度での走行等省エネ運転に努める。
- ・タイヤの空気圧を適正に保つとともに、定期的に点検・整備を行う。
- ・不必要な荷物を積みっぱなしにしない。
- ・出張計画の管理により同一目的地への公用車の相乗りを推進する。

f. 設備更新等

- ・器具の更新に当っては照明のLED化、インバータ式等、省エネ型へ切り替えを検討します。
- ・執務形態に併せて、効率的に照明を配置できないか検討します。
- ・空調設備等各種設備を更新する場合は、省エネ型のものに切り替えを推進します。
- ・太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ・自動販売機は今後必要最小限とし、省エネ型のものとします。

g. その他

- ・手動ドアがある場合は、自動ドアの利用をできるだけ控えます。
- ・可能な限りマイカー通勤を自粛し、徒歩や自転車又は公共交通機関の利用を推進します。

(3) 省資源、廃棄物の減量化・リサイクル、適正処理の徹底

市の事務・事業の実施に当って用紙類と水は、あらゆる機関において日常的に使われているものであり、主にこれらを削減することにより、省資源化を図ります。

ものを大切にし、不要になったものは再使用・リサイクルに努めます。廃棄物の減量化・リサイクルの推進は、資源の有効利用だけでなく、処理の際のエネルギー消費の削減につながります。また、廃棄物の処理・処分は、処理方法によっては環境に対して影響を与える恐れがあることから、適正処理を徹底します。

a. 用紙類の使用量の削減、再利用

- ・必要以上に資料を「作らない、渡さない、求めない」を徹底します。
- ・個人ごとの資料保管をやめ、電子ファイルでの保管や可能な限り資料の共有化を図ります。
- ・庁舎内部での文書等のやり取りには、電子メールでのやりとりを原則とします。
- ・ファイリング用品は、ラベルを貼り替えて繰り返し利用します。
- ・使用済み用紙の裏面を再利用します。
- ・余白処理等や使用済み用紙の裏面を利用し、簡易決裁を推進します。
- ・廃ポスターの名刺等への再利用を図ります。
- ・紙ごみの分別を徹底するとともに、機密文書のリサイクルに努めます。

b. 節水対策

- ・感知式洗浄弁、自動水洗、節水コマ等節水器具の導入を推進していきます。
- ・雨水利用施設の設置等により水利用の合理化、再利用化を検討します。

c. 使い捨て製品の廃棄抑制

- ・定期的な点検・整備、修繕等により製品の長期使用を図ります。
- ・不用品がある場合は、他所属へ情報提供し、有効利用を図ります。
- ・マイバック、マイポット及びマイ箸等を持参し、使い捨て製品の排出を抑制します。

d. その他

- ・印刷物のうち不要な配送物については、発送元に送付の中止を要請します。
- ・不燃物や資源ごみについては、分別ルールに従って排出します。
- ・廃棄物排出量を把握し、廃棄物の減量化・リサイクルに努めます。

(4) その他の事業における取組事項

a. 個別事業における省エネルギー、省資源対策等

個別事業の実施に当りエネルギーや資源の消費を伴う場合には、計画段階から省エネルギー、省資源を十分考慮するとともに、実施段階においても、必要に応じ実施マニュアルを作成する等、省エネルギー、省資源化に努めます。

b. 施設管理業務委託、指定管理施設における取組

委託による施設管理、指定管理者による管理が行われている施設は、この実行計画の対象となりませんが、この実行計画に準じた取組を実施するよう要請します。

c. 地球にやさしい公共事業の実施

周辺環境への影響が少ない工法の採用、再生建設材料の使用、建設副産物の再利用等、発注者として計画段階から施工時まで環境に配慮した公共事業が行われるような取組に努めます。

d. イベントにおける環境への配慮

イベントの開催に当っては、イベント自体の開催目的を損なわない範囲で環境配慮の取組を行います。また、来場者に対しても、環境への配慮を呼びかけます。

(5) 職場以外の日常生活における環境配慮行動

職場以外でも、職場と同様に省エネルギー、省資源及び廃棄物の減量化等に努めます。また、地域の清掃活動やリサイクル活動等の環境保全活動への積極的な参加に努めます。

#### IV 計画の推進・進行管理体制の確立、公表

年1回、各課からの使用量や取組状況、目標の達成状況について把握し、総合的に点検・評価します。

総合的な点検・評価の結果に基づき、必要に応じて目標値及び取組内容の改善など、計画の見直しを行い、より効果的な取組を図っていきます。

また、成果についてはホームページ等により公表します。